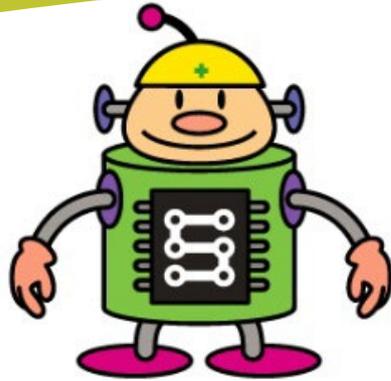


はんぞう通信

16th, Apr, 2024



■「化学物質の管理」に関する法令変更のお知らせ

■おじトレから一言

>保護具着用管理責任者講習

でそれは起こった!?

はんぞう通信 Vol. 47 の内容

★メールマガジン発行のお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、安全教育専門委員会よりメールマガジンを Vol. 47 を発刊することになりました。
今回は、4月から施行される「化学物質の管理」に関する法令変更のお知らせです。

「化学物質の管理」に関する
法令変更のお知らせ

■労働安全衛生法の化学物質規制が大幅に改正 されました！

ペンネーム うっかり半蔵

2024年4月1日より、労働安全衛生法の改正が施行されました。この改正では、特定の化学物質を製造・取り扱う事業者に対して、保護メガネや保護手袋、保護衣などの適切な保護具の使用が義務化されます。また、有機則に加えて約2,900種類の化学物質に「自律的な管理」が義務付けられました。自律的な管理とは、リスクアセスメントに基づいて安全のための措置を自ら設けることを意味します。

労働安全衛生法の新たな化学物質規制

～「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」の公布～（厚生労働省）

○公布：令和4年5月31日

○施行：令和4年5月31日～（一部令和5年4月1日～・令和6年4月1日～）扱う企業に対しては、化学物質管理者の選任が義務化されました。

労働安全衛生規則関係

- (1) リスクアセスメントが義務付けられている化学物質（以下「リスクアセスメント対象物」という。）の製造、取扱い又は譲渡提供を行う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を担当させる等の事業場における化学物質に関する管理体制の強化
- (2) 化学物質のSDS（安全データシート）等による情報伝達について、通知事項である「人体に及ぼす作用」の内容の定期的な確認・見直しや、通知事項の拡充等による化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- (3) 事業者が自ら選択して講ずるばく露措置により、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること（加えて、一部物質については厚生労働大臣が定める濃度基準以下とすること）や、皮膚又は眼に障害を与える化学物質を取り扱う際に労働者に適切な保護具を使用させること、リスクアセスメントの結果に基づき健康診断を実施すること等の化学物質の自律的な管理体制の整備

- (4) 衛生委員会において化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける等の化学物質の管理状況に関する労使等のモニタリングの強化
- (5) 雇入れ時等の教育について、特定の業種で一部免除が認められていた教育項目について、全業種での実施を義務とする化学物質等に係る教育の拡充

以下より引用

https://www.ematec.or.jp/pickup/chemical_regulation#:~:text=%E5%8A%B4%E5%83%8D%E5%AE%89%E5%85%A8%E8%A1%9B%E7%94%9F%E6%B3%95%E3%81%AE%E5%8C%96%E5%AD%A6%E7%89%A9%E8%B3%AA%E8%A6%8F%E5%88%B6%E3%81%8C2023,%E5%A4%A7%E5%B9%85%E3%81%AB%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%BE%E3%81%99%EF%BC%81

皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（概要）

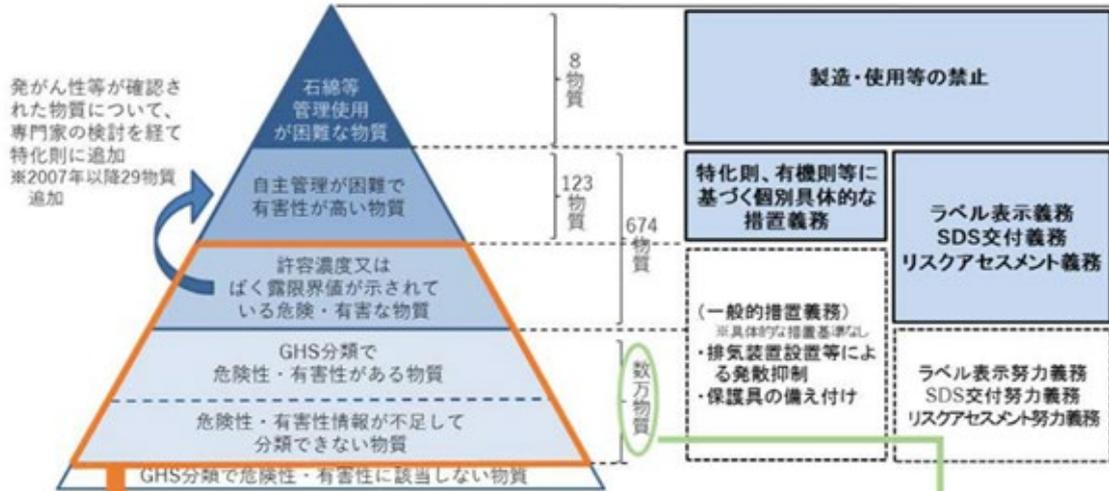
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216818.pdf>

皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル

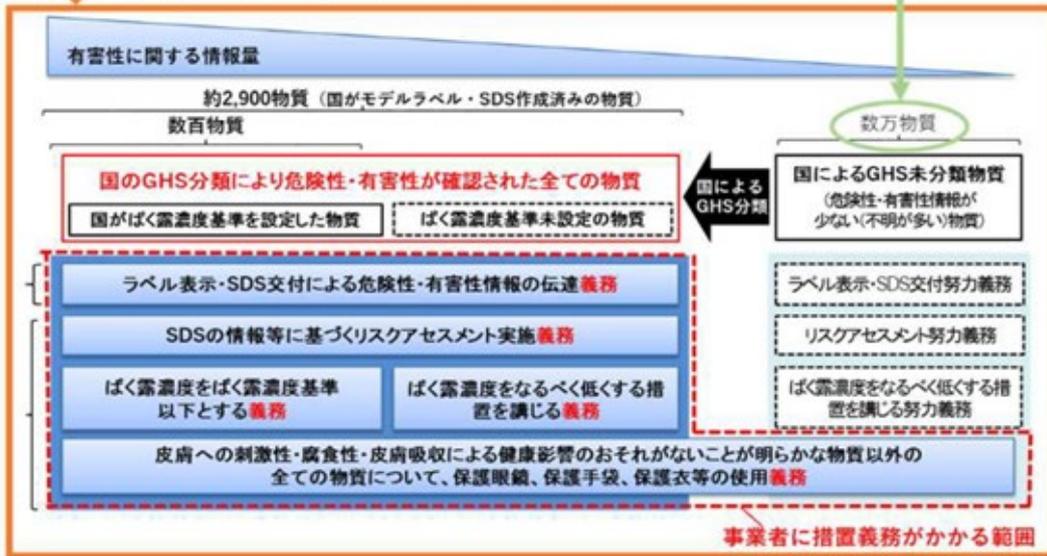
<<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216985.pdf>>

以上

<これまでの化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



■おじトレから一言

ペンネーム U96

保護具着用管理責任者講習 でそれは起こった！？

ある日、私は都内某所で保護具着用管理責任者講習を受講していました。

朝から、事故事例を交えて何故保護具が必要なのか？を経験豊富な講師の方の大変わかりやすい説明が続きました。「やはりこの手の講習には事故事例は大切だなあ。」と感心しながら講義の時間は流れます。

そして夕方、いよいよ講義も終盤に差し掛かり、保護具の装着講習。理解度テストが終わると最後に想定される事故を基に「想定される災害例」「想定される発生状況や原因」「対策案」を記入する実習が始まりました。

すると開始早々、私の真後ろに座っていた受講生の一人が「これ、何の意味があるの？」と、一緒に参加したらしい同僚に語りかけています。「えっ！想定事故を考える必要が解らない？」とっていると、さらに場内で大きな声が響き渡ります。私の後ろに座っていた受講生とは別の受講生が事務局の方に対して「これは何の意味があるのですか？私は保護具に関する知識を習得しにきているのです！」と食ってかかったのです。

さてトレーナーの皆さんはこの問いかけに対しどう回答しますか？

回答は、「そうですね、保護具の性能の説明とはかけ離れた内容なので意味の無い時間ですね。」となるのでしょうか？

私は「えっ？」と思った身なので、意味の無い時間だとは思いませんでした。

そもそも保護具って想定される危険に対して用意する物ですよ。確かに保護具のスペックも大切ですが、“何に対する”スペックなのか明確なターゲットが無いとそもそも選定の基準がブレてしまいます。

想像してみてください。絶対に事故を起こさないで作業を終了する前提で行う保護具選定を！

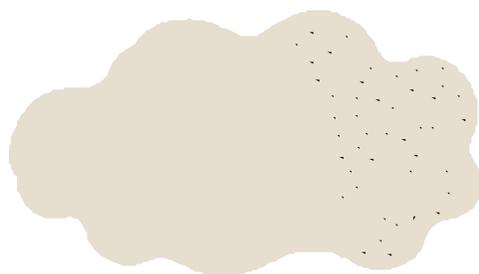
高所作業で落ちない前提なら墜落制止用器具は必要無いですよ？

今回の経験は私にある種当然と考えていた事に対して、そう思わない人も一定数いる。という現実を再確認させてくれました。

16章を説明する時に、何故保護具を身に着けるのか？” そう思わない一定数の人” も納得させる説明を心がけていきたいと思います。

ご安全に！

以上



発行責任者

SEAJ Semiconductor Equipment Association of Japan

一般社団法人日本半導体製造装置協会
安全教育専門委員会

お問い合わせ先

TEL03-3261-8261 FAX03-3261-8263

E-mail anzen@seaj.or.jp 担当者 栗原